

下水道使用料算定の基本的な考え方

令和6年3月22日 箕輪町下水道運営審議会

(1) 下水道事業の経営原則

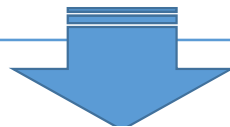
- 独立採算の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）

- 雨水公費・污水私費の原則

▶ 雨水排除に要する経費については、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担

▶ 污水は原因者や受益者が明らかなことから、私費（使用料）により負担。ただし、污水处理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担



污水に係る維持管理費及び資本費のうち、公費負担分を除いた全額が使用料対象経費となる。

(2) 下水道使用料徴収の法的根拠

- 地方自治法第244条第1項

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設を設けるものとする。

- 地方自治法第225条

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設に利用について使用料を徴収することができる。

- 地方自治法第228条第1項

分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

- 下水道法第20条第1項

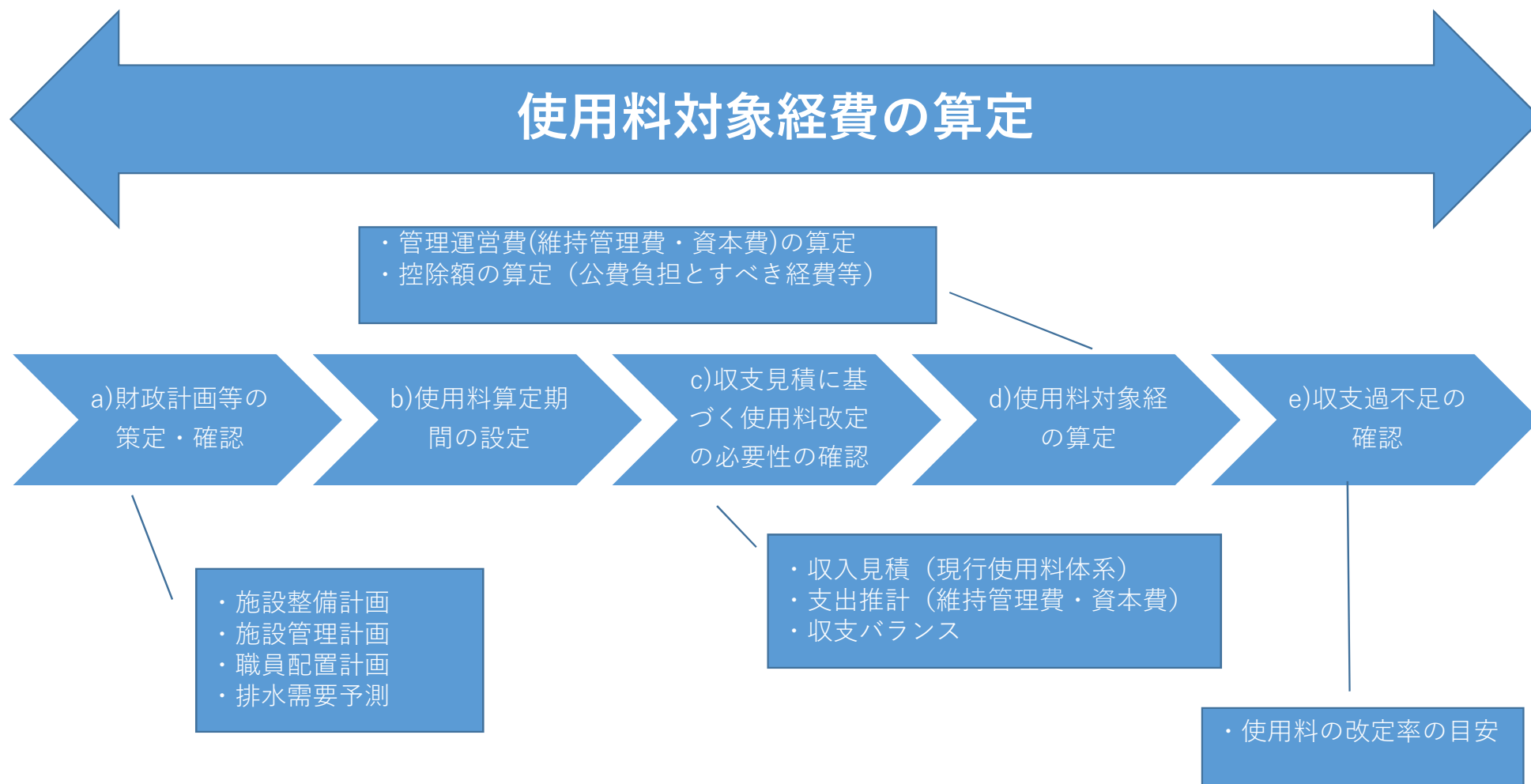
公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

- 下水道法第20条第2項

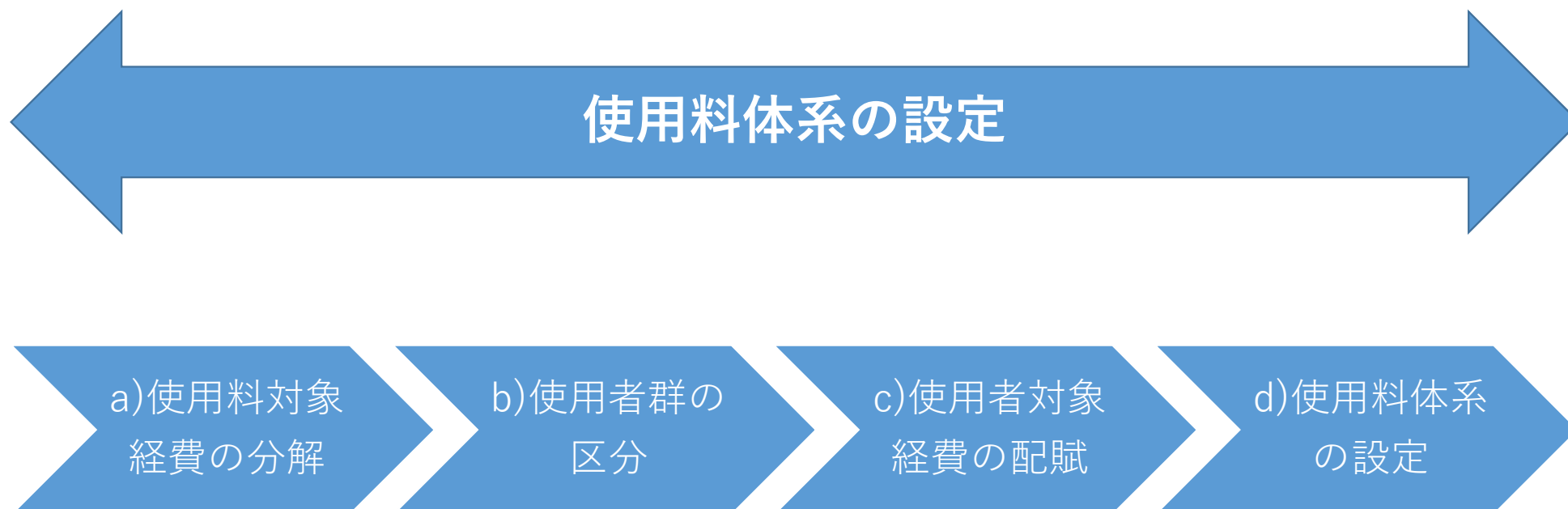
使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他の使用者の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(3)下水道使用料算定の基本的考え方① 作業フローstep.1

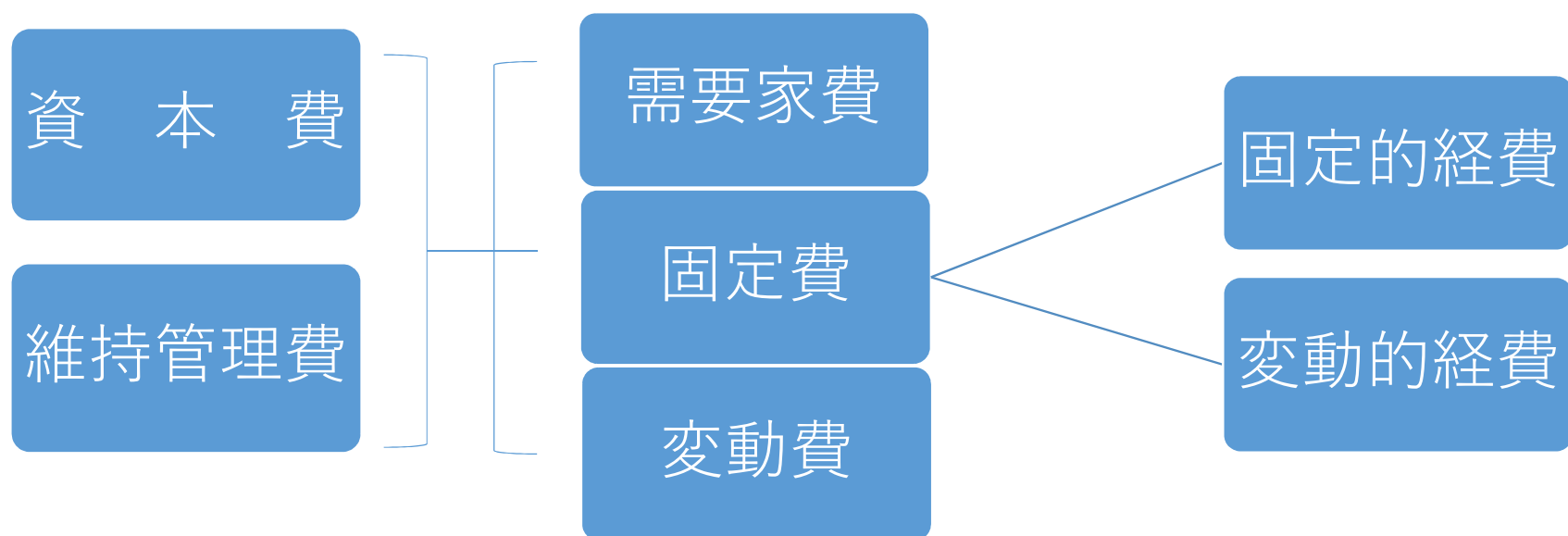


(3)下水道使用料算定の基本的考え方② 作業フローstep.2



a)使用料対象経費の分解

使用料対象経費を構成する各経費の性質に着目して使用料対象経費を分解する作業



○需要家費：使用水量の多寡に係わりなく主として使用者数に対応して増減する経費（検針経費、調定事務経費等）

○固 定 費：使用水量及び使用者数の多寡に係わりなく施設規模に応じて固定的に必要な経費（資本費、電力料金の基本料金等）

○変 動 費：主として使用水量の多寡に応じて変動する経費（動力費の大部分、薬品費等）

b)使用料群の区分

排水需要及び排水水質の態様に応じて、使用者のグルーピングを行う作業

- ・ 水量区分の設定（水量使用料）
- ・ 水質区分の設定（水質使用料）

c)使用料対象経費の配賦

経費の性質に応じて配賦

- ・一般排水と特定排水の区分とそれに基づく配賦方法
- ・需要の変動に基づく配賦方法
- ・水質の負荷に基づく配賦方法

○需要家費：概ね検針回数に応じて各使用者群に均一に配賦

○固定費：①一般排水と特定排水の区分に基づき、固定費のうち資本費を各使用者群に調整して配賦

②各使用者群の排水需要の変動に着目して各使用者群に傾斜的に配賦

○変動費：全水量に均等に配賦

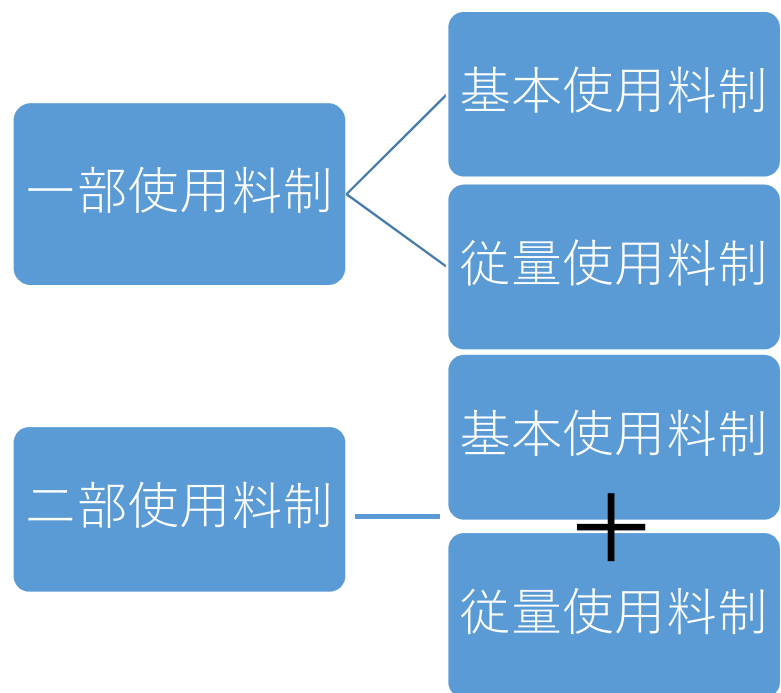
d)使用料体系の設定

- ・ 基本使用料
- ・ 従量使用料
- ・ 水質使用料

使用料対象経費の配賦結果を受け、基本使用料及び基本水量の有無、累進度の設定等の条件を加味した総合的な検討を行い使用料体系を構築する。

使用料対象経費の配賦にて論理的に導出された結果を、排水需要構造のバランス等を考慮した合理的理由により調整を行い、最終的な使用量体系を形作る作業

(4)使用料体系の種類①



例) 定額使用料制 等

例) 水道料金比例制 等

- ・基本使用料は使用料の有無に係わりなく賦課されるもの。従量使用料は使用量の多寡に応じて賦課されるもの
- ・対象経費は需要家費及び固定費とするのが適当であるが、固定費割合が極めて大きいことから、その一部を賦課し、他は従量使用料として賦課することとするのが適当
- ・基本使用料として賦課する固定費の範囲は、各地方公共団体の排水需要の実態、下水道事業の実態等を勘案して定めるものとするが、人口減少が見込まれる地域にあっては、事業の安定した収支の均衡を図る観点から十分に検討する必要がある。

上記以外の組み合わせ

- ・累進使用料制：大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦するという趣旨から、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系
- ・水質使用料制：排水の水質濃度に応じて、使用料対象経費の一部を一定の基準を超える濃度の排水を輩出する使用者に賦課するもので、従量使用料に上乗せして徴収するもの
- ・用途別使用料制：公衆浴場用、公設プール用、工業用 等

(4)使用料体系の種類②

• 定額使用料制

1世帯当たり又は1人当たりの下水道使用に伴う単価を設定し、その数に応じて下水道使用料を徴収する制度
(長所) 排水に形態が似かよった地域では道理的な制度、使用料の算定が極めて簡単
(短所) 使用者間の使用水量の格差がある場合、負担の公平が保てない

• 水道料金比例制

水道料金の一定割合を下水道使用料として徴収する制度
(長所) 水道料金の一定割合であることから使用料の算定が簡単、水道事業と下水道事業経営の一体性の確保
(短所) 水道料金が基準となることから、水道料金以上に下水道使用料を引き上げることが困難

• 累進使用料制

汚水排出量が大量になるほど1m³当たりの使用料単価を高く算定する制度
(長所) 大口需要家の需要変動リスクに対応してコストを調整・配賦する合理性
(短所) 大口需要家の汚水排出量が鈍化すると水量の減少以上に使用料収入が減少

(4)使用料体系の種類② つづき

• 水質使用料制

使用料対象経費の一部を一定の基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に配賦する制度

(長所) 高濃度の汚水排出者の水質改善努力へのインセンティブ、発生汚泥量の削減

(短所) 水質の認定を的確に行う必要があり、事務量が増加し、多くの労力と経費が必要

• 用途別使用料制

使用者の使用目的等により使用料を区分する方法で、その区分に応じて同じ汚水排出量であっても、使用料が異なる制度

例) 公衆浴場汚水は、公衆衛生の向上に寄与していること、物価統制令に基づき公衆浴場使用量が低廉に抑えられていることから、下水道使用料を低く抑える政策的配慮が加えられる。

参考：前回改定前料金体系と現行料金体系の変遷（※専用栓のみ・税抜）

前回料金体系			現行料金体系(H30.4.1～)			
基本使用料	従量使用料	1m ³ あたり	基本使用料	従量使用料	1m ³ あたり	
1,500円	30m ³ 以下	85円	1,650円	10m ³ 以下	90円	AVE 20.7%
				11m ³ 以上 20m ³ 以下	103円	
				21m ³ 以上 30m ³ 以下	115円	
	31m ³ 以上 50m ³ 以下	115円		31m ³ 以上 50m ³ 以下	126円	9.57%
	51m ³ 以上 70m ³ 以下	145円		51m ³ 以上 70m ³ 以下	148円	2.07%
	71m ³ 以上 100m ³ 以下	165円		71m ³ 以上 100m ³ 以下	169円	2.42%
	101m ³ 以上 300m ³ 以下	195円		101m ³ 以上 300m ³ 以下	199円	2.05%
	301m ³ 以上	215円		301m ³ 以上	215円	0.00%
1月・20m ³ 使用	3,200円			3,580円		11.88%
1月・1000m ³ 使用	203,700円			205,580円		0.92%

参考：料金の算出方法

■ 1 月、20m³使用する者の場合

基本使用料 1,650円 A

従 量 金 900円 (90円×10m³) . . B

1,030円 (103円×10m³) . . C

A+B+C=3, 5 8 0 円

■ 1 月、1,000m³使用する者の場合

基本使用料 1,650円

従 量 金 900円 (90円× 10m³)

1,030円 (103円× 10m³)

1,150円 (115円× 10m³)

2,520円 (126円× 20m³)

2,960円 (148円× 20m³)

5,070円 (169円× 30m³)

39,800円 (199円×200m³)

150,500円 (215円×700m³)

2 0 5, 5 8 0 円

参考：令和 4 年度 公共下水道 使用者群分布

※注 2 月分使用料・量

区間	件数	割合(件)	全体量	割合(量)	料金 (税別)	割合(使用料)
0	1,463	3.15%	0	0.00%	4,400,550	1.24%
1-10	7,386	15.88%	43,361	2.48%	27,467,342	7.73%
11-20	8,443	18.16%	129,370	7.41%	39,472,646	11.11%
21-40	15,563	33.47%	468,793	26.86%	95,639,847	26.92%
41-60	8,832	18.99%	431,373	24.71%	72,239,976	20.33%
61-80	2,987	6.42%	205,515	11.77%	31,576,427	8.89%
81-100	956	2.06%	84,523	4.84%	12,466,298	3.51%
101-120	270	0.58%	29,433	1.69%	4,275,273	1.20%
121-300	353	0.76%	65,572	3.76%	10,128,169	2.85%
301-600	126	0.27%	51,671	2.96%	9,120,599	2.57%
601-1000	60	0.13%	45,979	2.63%	8,764,505	2.47%
1001-2000	30	0.06%	41,191	2.36%	8,295,575	2.34%
2001-	30	0.06%	148,711	8.52%	31,407,665	8.84%
	46,499		1,745,492		355,254,872	